

# 明治学院大学学納金等取扱細則

## 第1章 総則

(学納金等の取扱い)

**第1条** 学部の学納金等の取扱いは、大学学則その他別に定めがあるもののほかは、この細則の定めるところによる。

2 在学中、学納金等に変更のあった場合は、新たに定められた金額により納めるものとする。

## 第2章 学納金

(修業年限超過者の学納金)

**第2条** 学則第3条第1項に定める修業年限を超えて在学する者は、当該年度4年次生の授業料を納入しなければならない。

2 前項に定める授業料のほか、施設費・設備費・実験実習料・教育維持費は、これを納入しなければならない。

(科目等履修料)

**第3条** 科目等履修を許可された者は、履修単位1単位につき、別表第1に定める科目等履修料を納入しなければならない。ただし、科目等履修生規定第2条第2項に該当する場合および高等学校生徒科目等履修生は、科目等履修料を免除される。

2 削除

**第4条** (削除)

(入学金)

**第5条** 編入学を許可された者は、当該年度第1年次の入学金と同額を納入しなければならない。ただし、本学の卒業生または卒業見込者の入学金は、免除する。

(実験実習料)

**第6条** 実験、実習を履修する者は、実験実習料を納入しなければならない。

(1) 文学部芸術学科および心理学科、心理学部心理学科および教育発達学科の実験実習料は、別表第2に定める。

(2) 経済学部国際経営学科の実験実習料は、別表第2に定める。

(3) 法学部法律学科および消費情報環境法学科、心理学部教育発達学科の先端教育推進費は、別表第2に定める。

(4) 当該年度第1年次の新入生歓迎行事費は、別に定める。

(5) 当該年度第1年次および国際学科第2年次のTOEFL受験料は、別に定める。

(6) その他、特定の科目を履修する場合の実験実習料は、別に定める。

(その他の納付金)

**第7条** 学納金のうち、教育維持費、転学科料、再入学科料は、その他の納付金として別表第3に定める。

(留学、休学、退学、再入学、9月卒業、復学に伴う学納金)

**第8条** 学則第51条第1項に定める留学を許可された者の在籍料は、別表3に定める。ただし、別に定めのある場合はそれによる。

2 学則第51条第2項に定める休学を許可された者の在籍料は、別表第3に定める。

3 退学する者は、退学の日付にかかわらず、願い出の日の属する学期の学納金を納入しなければならない。

4 願い出により退学した者および学納金未納により除籍になった者で、再入学を許可された者は、再入学料および当初入学した年度の学生と同一の当該年度学納金を、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、秋学期からの再入学を許可された者は、当該年度秋学期学納金を所定の期日までに納入しなければならない。

5 9月卒業生は、当該年度春学期学納金を納入しなければならない。

6 復学を許可された者は、復学する学期の学納金を納入しなければならない。

### 第3章 手数料

(入学検定料)

**第9条** 入学試験を受けようとする者は、別表第4に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 他大学の学生が、本学に編入学を志願する場合は別表第4に定める編入学試験料を納入しなければならない。

3 本学を卒業した者が、本学の他の学部学科に編入学を志願する場合は別表第4に定める編入学試験料を納入しなければならない。

(再試験料、科目等履修選考料および転学科審査料)

**第10条** 再試験を受けようとする者は、1科目につき、別表第4に定める再試験料を納入しなければならない。

2 科目等履修生として、本学所定の授業科目を履修しようとする場合は、別表第4に定める当該年度第1年次入学検定料の2分の1を選考料として納入しなければならない。

3 本学の学生が、転学科を志願する場合は別表第4に定める転学科審査料を納入しなければならない。

(除籍取消手数料等)

**第11条** 学納金未納による除籍者でその取消を認められた者は、別表第4に定める除籍取消手数料を納入しなければならない。

2 教育職員免許状取得の一括申請手続きをする者は、別表第4に定める教育職員免許状申請手数料を納入しなければならない。

3 教育実習および特別支援学校教育実習の履修をする者は、別表第4に定める教育実習登録料または特別支援学校教育実習登録料を納入しなければならない。ただし、在学中に納入済みの者で、卒業後引き続き科目等履修生として在籍する場合に限り免除される。

4 介護等体験を行う者は、別表第4に定める介護等体験登録料および介護等体験料を納入しなければならない。

5 科目等履修生として許可された者は、別表第4に定める科目等履修生登録料を納入しなければ

ならない。ただし、本学の大学院生、卒業生および修了生は免除される。

#### 第4章 代理徴収等

(代理徴収)

**第12条** 学納金の徴収にあたっては、保証人会等特定の他団体から徴収依頼を受けた保証人会費等の諸費用を学納金と合わせて代理徴収することができるものとする。

(学籍異動等に伴う学納金等の過不足額)

**第13条** 学籍異動等により、学納金等の納入済み金額と本来徴収すべき金額に差額が発生した場合、過剰額は返却し、不足額は徴収する。

(細則の改廃)

**第14条** 本細則の改廃は、大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

#### 付 則

(一部省略)

**26** 2008年4月1日一部改正施行

ただし、第3条第1項、第11条第5項は2007年4月1日に遡及して施行。

また、第2条について、国際学科・心理学科の2003年度生以前は、他学科の2003年度生以前と同額とし、芸術学科の2005年度生以前は、国際学科・心理学科を除く他学科の2005年度生以前と同額とすることを2007年4月1日に遡及して施行。

**27** 2009年4月1日一部改正施行

高等学校生徒科目等履修生履修料を削除する。

**28** 2010年4月1日一部改正施行（留学期間および休学期間の在籍料に関する改定ならびに再入学料の改定等）

**29** 2011年4月1日一部改正施行（第6条、別表第2、別表第3、別表第4）

別表第 1 科目等履修料

区分	金額 (円)
科目等履修料	(1 単位) 20,000

別表第 2 実験実習料

区分	金額 (円)
芸術学科実験実習料	30,000
文学部心理学科実験実習料	30,000
心理学部心理学科実験実習料 (2009 年度生まで)	10,000
(2010 年度生以降)	20,000
心理学部教育発達学科実験実習料	50,000
国際経営学科実験実習料	10,000
先端教育推進費	(2006 年度生より) 10,000

別表第 3 その他の納付金

区分	金額 (円)
教育維持費 (国際学部国際キャリア学科を除く第一部)	第一部 8,500 第二部 6,500
教育維持費 (国際学部国際キャリア学科)	23,500
教育維持費 (第二部)	6,500
転学科料	10,000
再入学料	※80,000
在籍料	(半期) 40,000

※ただし 2010 年 3 月 31 日までに退学・除籍となった者が再入学を許可された場合の再入学料は改定前の額 (10,000 円) を適用する。

別表第4 手数料

区分	金額 (円)
入学検定料	※35,000 ただし2段階選抜の場合 1次 20,000 2次 15,000
入学検定料 (国際学部国際キャリア学科で国外からの入金の場合)	日本国籍を有しない者 22,500 日本国籍を有する者 37,500 (上記金額には円為替手数料 2,500 円を含む)
入学検定料 (センター試験利用)	※15,000
編入学試験料	35,000 ただし2段階選抜の場合 1次 20,000 2次 15,000
転学科審査料	35,000
再試験料	(1科目) 3,000
科目等履修選考料	17,500
除籍取消手数料	第一部 5,000 第二部 3,000
教育職員免許状申請手数料	(1免許状) 3,300
教育実習登録料	(在学期間中1回) 8,000
特別支援学校教育実習登録料	(在学期間中1回) 5,000
介護等体験登録料	(毎年度) 1,500
介護等体験料	(毎年度) 10,000
科目等履修生登録料	(毎年度) 30,000

※下記の入試制度で併願する場合は、入学検定料を割り引く

- ・全学部日程・・・2 学科目：20,000 円
- ・センター試験利用入試 (前期・後期)  
・・・2 学科目以降：1 学科につき 10,000 円  
(ただし前期・後期での割引は行わない)

別表第5 (削除)